

政策の名称 (日本語)	生産企業操業再開のための防疫監督管理強化に関わる業務に関する西安市人民政府の通達
政策の名称 (中国語)	西安市人民政府关于强化复工复产企业防疫监管有关工作的通知
政策原文 (中国語)	http://www.xa.gov.cn/gk/zcfg/szh/5e3d29e865cbd812356cac66.html
概要	西安市の企業の操業再開のための防疫監督管理強化に関わる通知。

表 「生産企業操業再開のための防疫監督管理強化に関わる業務に関する西安市人民政府の通達」の主な内容

1. 企業の責任強化	企業は生産操業再開後の防疫監督管理に主体责任を負い、企業の法人代表を当該企業の感染拡大防止対策の第一の責任者とする。
	- 企業は業界の感染拡大防止対策指導意見の要求事項に基づき、完全な感染拡大防止対策・操業再開計画を定め、かつ所在地の感染拡大防止対策指揮部に届け出なければならない。 - 規定された要求事項に適合しなかったために感染拡大防止対策上の重大なリスクまたは悪影響をもたらした企業については、法により関係者の法的責任を追及する。
	- 企業は関連規定に厳格に従い、日常の監視、隔離観察、病院での検査などの対策を実施し、感染拡大防止対策緊急時対応マニュアルを定めなければならない。 - 企業は操業再開の日から全市の一級対応が解除されるまで、毎日、所在地の感染拡大防止対策指揮部に感染拡大防止状況を報告しなければならない。
	- 企業は勤務場所および従業員の生活場所の閉鎖式管理を行い、マスク着用、定時消毒などの対策を厳格に実施し、十分な防護物資を備蓄しなければならない。 - 公衆衛生管理を強化し、食事に時差を設ける、個食制にするなどを進め、交通の解決策に取り組み、閉ループによる規制管理を確立しなければならない。
2. 属地監督管理責任制の実施	- 各区・県、開発区の感染拡大防止対策指揮部は、管轄区内の企業の操業再開および感染拡大防止業務に属地監督責任を負い、管轄区のすべての企業の操業再開を確実に監督範囲に含めなければならない。メッシュ管理を実施し、確実にすべての企業が各項の対策を実際に役立つところまで落とし込むようにする。 - 操業開始・操業再開する重要なインフラプロジェクトについて、業界主管部門は現実的に職責を履行しなければならない。事業主体は企業と同じく責任を負い、企業の感染拡大防止業務に監督責任を負わなければならない。
	各区・県、開発区の感染拡大防止指揮部は、管轄区の操業再開の生産企業における感染拡大防止対策主体责任の実施状況を検査しなければならない。

	・ 企業に問題が発生し、監督管理に不備が見られ、好ましくない結果を招いた場合は、紀律・規則により、所在区・県、開発区および事業主体の関係責任者の責任を厳しく追及する。
3. 操業・再開支援	・ 各区・県、開発区および業界主管部門は積極的な役割を果たし、業務上の取り組みを刷新し、内部の仕組みを整え、科学的に指導し、正確に手配し、感染拡大防止対策および企業の操業・生産再開のための各項業務を統括して把握しなければならない。 ・ 各区・県、開発区および業界主管部門はサービスを強化し、力を合わせ、石炭・電力・石油・ガス・輸送などの生産要素の需給をしっかりと監視し、企業の資金・物資の保障を強化し、オンライン承認手続きの流れを最適化し、効果的な措置を講じて企業の生産経営における実質的な困難を解決しなければならない。

（出所）西安市政府の発表を基にジェトロ作成

政策の名称 (日本語)	西安市市場監督管理部門による企業の操業・生産再開支援のための 8 カ条の措置
政策の名称 (中国語)	我市市场监管部门出台八项措施支持企业复工复产
政策原文 (中国語)	http://www.xa.gov.cn/xw/xayw/5e422ba9f99d6577505d8c4a.html
概要	西安市の市場監督管理部門が発表した、企業の操業・生産再開支援のための承認手続きの最適化に係る措置

表 「当市市場監督管理部門が企業の操業・生産再開支援のための 8 カ条の措置を発表」の主な内容

1. 手続のオンライン化	- 企業の登録登記、食品の生産許可、輸入薬品の届け出、開業薬剤師の登録、医療機器一類製品の届け出および生産届け出、移動式圧力容器使用登記、重要工業製品の生産許可について、オンラインで手続きを実行する。 - 関連部門のオンライン業務取扱 URL を発表。企業の名称変更、所在地名称変更、人員変更などに関わる承認事項については、関連書類の提出、受理、審査も全部オンラインで行い、即座に処理する。処理の結果は速達郵便で送達する。
2. 特別ルートによる承認等の迅速化	防疫用品および重点物資の保障に関わる食品生産企業、一類医療機器生産企業、ならびに感染拡大防止に関する検査能力の資格認定に関わり承認手続きを必要とする者につき、特別ルートを設け、承認の迅速審理・迅速承認・迅速処理サービスを行うとともに、企業の必要に応じて訪問サービスを提供する。
3. 告知承諾制の実施	- 受理後の現場審査（検査、審査）が法により定められている承認事項について、防疫用品および重点物資保障に関わる食品生産企業による項目拡大申請、一類医療機器製品の届け出および生産届け出、ならびに感染拡大防止に関する検査能力の資格認定対象項目の追加などの簡易承認手続きは、感染症流行期においては告知承諾制の方式により処理することとし、先に証書を発行し、感染症流行が収束した後に改めて現場検査を行う。 - 感染拡大防止に関する検査能力証書の延長・更新の申請に関わる資格認定については、申請事項に実質的な変更がない場合、告知承諾方式により、そのまま資格認定証書の有効期間の延長を認める。
4. 査察期間の延期	- 本来は期間までの完了を規定されている証明書発行後の査察または検査項目は、感染拡大防止状況に基づき承認部門が申請者と別途検査日時を約定する。 - 検証検査機関による資格認定、計量類の承認事項を申請する場合は、オンラインで申請を受理した後、承認部門が防疫状況に基づき申請者と別途現場審査（検査、審査）日時を約定し、かつ審査の結論に基づき承認し証書を発行する。

5. 書類提出の簡略化	・ オンライン申請後に政務サービスロビーの窓口で書類を提出する必要があるものについては手続きを簡略化する。 ・ オンラインでの書類提出要件を満たす場合は受理することができ、関連する申請書類を承認窓口で提出する必要はなく、現場審査時に追加提出するものとする。
6. 融資の円滑化	・ 企業融資の円滑化を図り、株式の質権設定登記を申請する企業について、1 日前の電話予約サービスを実行する。 ・ 提出書類がすべて整い、法に定められた形式を満たす場合は、その場で手続きを完了する。
7. 行政手続きの予約制導入	・ 各級の政務ロビーに赴き業務手続きをする必要が確実にある場合は、1 日前の予約サービスにより翌日に予約時間とおりに窓口で手続きを行うこととする。
8. 電話相談対応の強化	・ 企業および市民の手続きの便宜のため、全市各級の市場监督管理局は政務サービスセンターの窓口に従従者を置き、各種手続きに関する電話相談に応じ、関連事項の予約を取り扱い、人の行き来・集合を最小限に減じる。

(出所) 西安市政府の発表を基にジェトロ作成

政策の名称 (日本語)	一定規模以上の工業企業の操業再開に関する西安経済技術開発区管理委員会の通達
政策の名称 (中国語)	西安经济技术开发区管委会关于规模以上工业企业复工事项的通知
政策原文 (中国語)	http://xetdz.xa.gov.cn/xwxc/tzgg/49701.htm
概要	西安経済技術開発区内の一定規模以上の工業企業の操業再開時期、基準、流れなどに関する通知

表 「一定規模以上の工業企業の操業再開に関する西安経済技術開発区管理委員会の通達」の主な内容

1.操業再開時期	・ 2月10日から、「ホワイトリスト」(感染拡大防止に必要である、都市機能の保障に必要である、市民生活に必要である、およびその他の国の経済と人民の生活に大きく関わる企業などを含む)に合致し、かつ最初に職場につく従業員が当市の従業員であり、当市における川上・川下の産業チェーンおよびサプライチェーンが比較的整備されている企業は、操業再開を申請することができる。 ・ 2月20日から、その他の企業は操業再開を申請することができる。
2.操業再開基準	・ 感染拡大防止指導チームまたは特定活動班を設置する。 ・ 従業員各人の徹底調査を行い、かつ従業員の健康記録を作成する。 ・ 従業員の復職計画を制定する。 ・ 工場エリアを全面的に消毒する。 ・ 感染拡大防止物資(隔離室)を適切に準備する。 ・ 感染拡大防止対策の周知を強化する。 ※政策原文には上記についての詳細が記載されている。
3.操業再開の流れ	・ 企業は経済技術開発区感染拡大防止指揮部に操業再開申請を提出し、かつ企業感染拡大防止徹底調査および市場監督管理グループに、企業操業再開申請表、企業感染拡大防止誓約書、企業感染拡大防止活動計画、企業従業員復職計画(企業従業員情報登録表を含む)などの資料を送る。 ・ 区の指揮部企業感染拡大防止徹底調査および市場監督管理グループの各チームは、企業の資料について1次審査を行い、企業の感染拡大防止状況について現場検査を行い、かつ検査状況を報告書にまとめ、企業操業再開チームに届け出て審査を経た後に初歩的意見を提出し、区指揮部の承認を仰ぐ ・ 区の指揮部が承認後操業再開同意書を発行して初めて、企業は生産操業を再開することができるが、承認を経ない限り、みだりに操業を再開してはならない。

4. 感染拡大防止	企業は操業再開後の感染拡大防止措置において、出入り管理の強化、従業員防護の強化、食事管理の強化、人員管理の強化、閉鎖式管理の強化、緊急時対応の強化など「6つの強化」を満たさなければならない。
5. 責任の厳格化	- 主体责任の厳格化。「雇用者が管理し責任を負う」との原則に従い、企業は操業生産再開後の防疫監督管理に主体责任を負う。企業の法人代表を当該企業の感染拡大防止における第一責任者とする。 - 監督管理責任の厳格化。操業再開後の感染拡大防止対策が不十分である企業については、期間を設けて是正を命じる。感染拡大防止対策に最善を尽くしていないために感染が起こった場合は、直ちに生産を停止させて工場を封鎖するとともに、法により責任を追及する。 - 情報申告の厳格化。企業は操業再開の日から全市の一級対応が解除されるまで、毎日「西安経済技術開発区感染拡大防止データプラットフォーム」を通じて経済技術開発区感染拡大防止指揮部に感染拡大防止状況を報告しなければならない。 - 各メッシュ所属区域、連絡担当者および連絡先も発表される。
6. 市レベル窓口	市級の重点プロジェクトの操業開始はこの通達を参照して実施する。 ※連絡窓口は政策原文を参照のこと。

（出所）西安経済技術開発区の発表を基にジェトロ作成

政策の名称 (日本語)	ハイテク産業開発区の企業および公的機関の操業再開届け出承認手続きの更なる最適化に関する通達
政策の名称 (中国語)	关于进一步优化高新区企事业单位复工报备审批程序的通知
政策原文 (中国語)	https://www5.jetro.go.jp/newsletter/beijing/2020/gaoxinqu200214.pdf
概要	西安ハイテク産業開発区内の企業および公的機関の操業再開の届け出承認手続についての通知。

表 「ハイテク産業開発区の企業および公的機関の操業再開届け出承認手続きの更なる最適化に関する通達」の
主な内容

西安ハイテク産業開発区内の企業および公的機関の操業再開（生産再開）届け出・承認の手続を簡略化する。 具体的なプロセスは次のとおり。	
1.	操業（生産）再開の申請を予定している企業および公的機関は、操業（生産）再開前の準備を適切に行い、届け出または承認に関する書類を押印して提出する。
2.	産業開発区管理委員会弁公室、業界主管部門は訪問サービスを実施し、感染拡大防止計画を共同で制定し、企業および公的機関が提出した書類を真摯に審査する。
3.	専門家が企業および公的機関の感染拡大防止活動を認めた後、産業開発区管理委員会弁公室、業界主管部門は申請組織の書類について届け出を受理または承認する。
4.	同時に、産業開発区管理委員会弁公室、業界主管部門は承認を経た組織に対し「xxxの操業（生産）再開の同意に関する回答」を発行し、回答を受領した後に操業（生産）を再開することができる。
5.	産業開発区管理委員会弁公室、業界主管部門は専従者を定め、毎日午後6時までに当日の届け出・承認状況をハイテク産業開発区感染拡大防止指揮部生産物資保障および管轄区企業・公的機関感染拡大防止グループに届け出る。
6.	産業開発区管理委員会弁公室、業界主管部門は、感染拡大防止監督責任を確実に果たし、使用者が「労働者を雇う者が管理し、責任を負う」原則に従い主体責任を履行するよう監督する。

(出所) 西安ハイテク産業開発区感染拡大防止指揮部弁公室の発表を基にジェトロ作成